

第32期定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

- ・ 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況
- ・ 個別注記表 (平成29年10月1日から平成30年9月30日まで)

日本エス・エイチ・エル株式会社

上記事項は、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、当社ウェブサイト(アドレス<http://www.shl.co.jp/ir/ksokai/index.html>)に掲載することにより、株主の皆様提供しております。

業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

(1) 当社が、取締役会において決議した業務の適正を確保するための体制整備の基本方針は、次のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
企業倫理に関する行動指針を定める他、必要に応じ外部の専門家を起用し、法令または定款違反行為を未然に防止する。取締役が他の取締役の法令または定款違反行為を発見した場合は、ただちに取締役会に報告する等によりガバナンス体制を強化する。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存・管理することとし、一定期間は閲覧可能な状態を維持することとする。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
リスク管理に関する規程を制定し、その運用をもってリスク管理体制を構築する。不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、迅速な対応を図ることにより損失や損害を最小限に止める体制を整える。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役は会社の経営状況を常に把握するよう努めなければならない。また、月一回定例で開催する取締役会及び臨時で開催する取締役会においては、経営方針及び経営戦略に関する重要事項について、事前に十分な分析または検討を行うものとする。
 - ロ. 取締役会の決定に基づく職務の執行については、関連諸規程において、それぞれの責任者及び執行手続について定め、機動的な執行体制を構築する。
- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - イ. コンプライアンス体制の基礎として、企業倫理に関する行動指針に基づきコンプライアンスに関する規程を定める。管理担当常務取締役を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の整備及び維持を図ることとする。必要に応じて、各担当部署にて規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行うものとする。
 - ロ. 社内通報システム及び顧問弁護士を窓口とする社外通報システムを構築し、社内及び社外通報システムを有効に活用することにより、不正行為等の早期発見を図るものとする。

- ⑥ 監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人に関する事項と当該取締役及び使用人の他の取締役（監査等委員であるものを除く）からの独立性及び当該取締役及び使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- イ. 監査等委員会から求めがある場合、管理チームは監査等委員会を補助すべき使用人として必要な人員を配置する。なお、監査等委員会を補助すべき取締役は置かない。監査等委員会補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査等委員会の意見を尊重して決定するものとする。
 - ロ. 監査等委員会補助者に対する指示の実効性を確保するため、監査等委員会補助者は監査等委員会の指揮命令に従い職務を行うものとする。
- ⑦ 取締役（監査等委員であるものを除く）及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制
- イ. 取締役及び使用人は、監査等委員会の求めにより、会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に都度報告するものとする。また、監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
 - ロ. 社内及び社外通報システムを構築し、その適切な運用を維持することにより、法令違反その他コンプライアンス上の問題について、監査等委員会への適切な報告体制を確保するものとする。
- ⑧ 前項の報告を行った者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 監査等委員会に対して前項の報告を行ったことを理由として、当該報告者は何ら不利益な取扱いを受けないものとし、その取扱いについて周知徹底を図る。
- ⑨ 監査等委員会の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 監査等委員会の職務の執行に関して生ずる費用については、監査等委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、所定の手続きにより会社が負担する。
- ⑩ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査等委員会と内部監査部門が緊密な連携を保つよう努めるとともに、取締役と監査等委員会は積極的に意見交換を行い、適切な意思疎通を図ることにより、監査が実効的に行われることを確保するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社では、上記基本方針に掲げた体制を整備するほか、当事業年度におきましては、その基本方針に基づき以下を実施いたしました。

- ① 取締役会は12回開催され、取締役全員及び顧問弁護士がそのすべてに出席しております。その他、取締役会決議があったとみなす書面決議が4回ありました。
- ② 監査等委員会は12回開催され、監査等委員全員がそのすべてに出席しております。また、監査等委員全員は、各四半期決算時に開催される監査法人との情報交換を目的とする面談に出席しております。
- ③ 監査等委員は、内部監査に係る監査結果報告書を定期的に関覧するほか、内部監査部門と面談し情報交換を実施いたしました。
- ④ 取締役（監査等委員であるものを除く）、常勤監査等委員、主要なチームリーダー及びグループリーダーで構成される業務連絡会は49回、また、内部統制委員会及びコンプライアンス委員会は12回開催されました。
- ⑤ 主な教育・研修の実施状況としましてインサイダー取引防止及び内部統制に関するコンプライアンス研修、個人情報保護に関する研修を実施いたしました。

個別注記表

(継続企業の前提に関する注記)

該当事項はありません。

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）によっております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切り下げの方法）によっております。

①商品及び製品 総平均法

②原材料及び貯蔵品 総平均法

③仕掛品 個別法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

以下を採用しております。

平成19年3月31日以前に取得したもの…旧定率法

平成19年4月1日以降に取得したもの…定率法

平成28年4月1日以降に取得した建物…定額法

なお、主要な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 10年～39年

工具、器具及び備品 2年～15年

(2) 無形固定資産

製品マスター

見込利用可能期間（主として5年）による定額法を採用しております。

ソフトウェア（自社利用）

社内における見込利用可能期間（5年）による定額法を採用しております。

- (3) 長期前払費用
定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき計上しております。なお、退職給付債務は、簡便法（退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により計算しております。

(2) 役員退職慰労引当金

役員の退職慰労金の支払に充当するため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(表示方法の変更)

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）に伴う会社計算規則の改正（法務省令第5号 平成30年3月26日）を当事業年度から早期適用し、繰延税金資産は流動資産又は投資その他の資産に区分する方法からすべて投資その他の資産の区分に表示する方法に、繰延税金負債は流動負債又は固定負債に区分する方法からすべて固定負債の区分に表示する方法に変更しました。

※なお、貸借対照表のご参考として記載しております前事業年度の貸借対照表につきましては、前事業年度には区分表記しておりました「流動資産」の「繰延税金資産」28,106千円を「投資その他の資産」の「繰延税金資産」96,431千円に含めて表示しております。

(貸借対照表に関する注記)

関係会社に対する金銭債権及び金銭債務

短期金銭債権	94,678千円
短期金銭債務	324千円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との取引高

営業収益	1,200,266千円
営業費用	26,730千円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	3,048,179	3,052,179	—	6,100,358

(注) 増加株式数のうち3,048,179株は、平成29年10月1日付の株式分割(1株につき2株)による増加であり、増加株式数のうち4,000株は、平成23年12月17日の定時株主総会決議及び平成24年10月25日の取締役会決議に基づき発行したストック・オプションとしての新株予約権の権利行使による増加であります。

2. 自己株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	75,422	75,422	—	150,844

(注) 増加株式数は、平成29年10月1日付の株式分割(1株につき2株)によるものであります。

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
平成29年12月23日 定時株主総会	普通株式	214,038	72	平成29年9月30日	平成29年12月25日
平成30年4月27日 取締役会	普通株式	190,320	32	平成30年3月31日	平成30年6月1日

(注) 当社は、平成29年10月1日付で1株につき2株の株式分割を行っておりますが、平成29年12月23日定時株主総会決議の1株当たり配当額につきましては、実際の配当額を記載しております。

4. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成30年12月22日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	208,232	35	平成30年9月30日	平成30年12月25日

5. 当事業年度の末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

発行日	目的となる株式の種類	目的となる株式の数
平成24年11月1日	普通株式	48,200株

(注) 当社は、平成25年4月1日付で1株を100株とする株式分割を、平成29年10月1日付で1株を2株とする株式分割を行っているため、目的となる株式の数はこれらの株式分割後の数を記載しております。

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

退職給付引当金	46,302千円
役員退職慰労引当金	29,714千円
未払費用	16,834千円
未払事業税	11,341千円
その他	8,065千円
繰延税金資産の合計	<u>112,257千円</u>

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金	3,688千円
繰延税金負債の合計	<u>3,688千円</u>

繰延税金資産の純額	<u>108,569千円</u>
-----------	------------------

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の百分の五以下であるため、注記を省略しております。

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

リース取引開始日が「リース取引に関する会計基準」等の適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引

当事業年度末における取得価額相当額、減価償却累計額相当額、未経過リース料相当額

	取得価額相当額 (千円)	減価償却累計額相当額 (千円)	未経過リース料相当額 (千円)
工具、器具及び備品	107,650	107,650	—

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については安全性の高い金融資産により運用しております。また、資金調達については、現状は自己資金により充当しておりますが、短期的な運転資金が必要となる場合には銀行借入により調達する方針であります。デリバティブ取引等の投機的取引は一切行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、与信管理規程の遵守によりリスク低減を図っております。また、経理グループが、顧客ごとの営業債権回収状況を管理し、回収遅延債権については速やかに営業担当に報告することにより注意喚起し、営業債権の早期回収に取り組んでおります。

長期預金は、定期預金であり、取引先金融機関の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当該リスクに関しましては、定期的に取り先金融機関から届く運用報告書により時価を把握しております。

敷金はオフィスの賃貸借契約に基づき預託したものであり、預託先の信用リスクに晒されております。

会員権は、会員権相場の変動リスク及び運営法人の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが2ヶ月以内の支払期日であります。

(3) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより当該価額が変動する可能性があります。

(4) 信用リスクの集中

当事業年度の末日における営業債権である売掛金294,675千円のうち、当社の販売代理店である株式会社マイナビに対するものが94,678千円(売掛金総額に占める割合32.1%)あります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成30年9月30日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりませんが、(注)2に記載しておりますのでご参照ください。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,216,327	3,216,327	—
(2) 売掛金	294,675	294,675	—
(3) 投資有価証券	784,035	784,035	—
(4) 長期預金	300,000	300,046	46
(5) 敷金	88,532	84,909	△3,623
(6) 会員権	950	1,000	50
資産計	4,684,521	4,680,994	△3,527
(1) 買掛金	9,974	9,974	—
(2) 未払金	2,543	2,543	—
(3) 未払費用	94,712	94,712	—
(4) 未払法人税等	211,368	211,368	—
(5) 未払消費税等	48,846	48,846	—
負債計	367,445	367,445	—

(注)1 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

時価は市場価格によっております。

(4) 長期預金

長期預金の時価は、新規に同様の預入を行った場合に想定される利率で、元利金の合計額を割り引いて算定しております。

(5) 敷金

時価は償還予定時期を合理的に見積り、将来キャッシュ・フローをリスクフリーレートで割引いて算定しております。なお、リスクフリーレートの利率がマイナスの場合は、割引率をゼロとして時価を算定しております。

(6) 会員権

時価は市場価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払費用、(4) 未払法人税等、(5) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注)2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
敷金 (*1)	7,773
会員権 (*2)	2,400
長期預り保証金 (*3)	15,000

- (*1) 償還予定時期を合理的に見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「2.金融商品の時価等に関する事項 (5) 敷金」には含めておりません。
- (*2) 取引価格から合理的に時価を把握することが極めて困難と認められるため、「2.金融商品の時価等に関する事項 (6) 会員権」には含めておりません。
- (*3) 販売代理店より預託された預り保証金は市場価格がなく、かつ販売代理店契約解消までの実質的な預託期間を算定することが困難であることから、合理的なキャッシュ・フローを見積ることが極めて困難と認められるため、時価開示の対象としておりません。

(注)3 金銭債権の事業年度末日後の償還予定額

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	千円 3,216,327	千円 —	千円 —	千円 —
売掛金	294,675	—	—	—
長期預金	—	300,000	—	—
敷金(*)	140	1,681	76,005	10,706
合計	3,511,142	301,681	76,005	10,706

(*) 敷金のうち償還予定時期を合理的に見積ることが極めて困難である7,773千円は含めておりません。

(ストック・オプション等関係)

1. 権利不行使による失効により利益として計上した金額

科目名	金額
新株予約権戻入益	14千円

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

決議年月日	平成23年12月17日 定時株主総会決議 平成24年10月25日 取締役会決議
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 5名 当社従業員 65名
株式の種類及び付与数	普通株式 200,000株
付与日	平成24年11月1日
権利確定条件	権利確定日(平成26年12月1日)においても取締役または従業員の地位にあること。
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。
権利行使期間	平成26年12月1日から 平成31年5月31日まで

(注) 1 付与対象者の区分及び人数は、付与時点における区分及び人数を記載しております。

2 当社は、平成25年4月1日付で1株につき100株の株式分割を、平成29年10月1日付で1株につき2株の株式分割を行っているため、株式の種類及び付与数はこれらの株式分割後の数を記載しております。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

① ストック・オプションの数

決議年月日	平成23年12月17日 定時株主総会決議 平成24年10月25日 取締役会決議
権利確定前	
期首(株)	—
付与(株)	—
失効(株)	—
権利確定(株)	—
未確定残(株)	—
権利確定後	
期首(株)	52,400
権利確定(株)	—
権利行使(株)	4,000
失効(株)	200
未行使残(株)	48,200

(注) 当社は、平成25年4月1日付で1株につき100株の株式分割を、平成29年10月1日付で1株につき2株の株式分割を行っているため、ストック・オプションの数につきましては、これらの株式分割後の数を記載しております。

② 単価情報

決議年月日	平成23年12月17日 定時株主総会決議 平成24年10月25日 取締役会決議
権利行使価格(円)	762
行使時平均株価(円)	2,068
付与日における公正な 評価単価(円)	70.39

(注) 当社は、平成25年4月1日付で1株につき100株の株式分割を、平成29年10月1日付で1株につき2株の株式分割を行っているため、付与時点においてこれらの株式分割が行われたと仮定して、権利行使価格及び付与日における公正な評価単価を算定しております。

3. 当事業年度に付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法
該当事項はありません。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法
該当事項はありません。

(賃貸等不動産に関する注記)
該当事項はありません。

(資産除去債務に関する注記)

1. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの
重要性が乏しいため記載を省略しております。

2. 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの

当社は賃貸借契約に基づき使用する事務所に対して、退去時における原状回復義務を有しております。しかし、現時点において事務所移転等の計画が未定であることから、一部の事務所については資産除去債務を合理的に見積ることが極めて困難であるため、資産除去債務を計上しておりません。

(持分法損益等に関する注記)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

親会社及び主要株主（会社等に限る）等

属性	会社等の名称	所在地	資本金 (百万円)	事業の内容	議決権の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の 内容	取引 金額 (千円)	科目	期末 残高 (千円)
その他の 関係会社	株式会社 マイナビ	東京都 千代田区	2,102	就職情報提 供事業等	(被所有) 直接 30.26	販売代理店	適性テスト 等の販売	1,200,266	売掛金	94,678

(注) 1 記載金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれておりま
す。

2 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記取引については、当社の販売代理店に適用している価格表に基づき決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|---------|
| 1. 1株当たり純資産 | 718円93銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 133円69銭 |

(重要な後発事象に関する注記)

該当事項はありません。

計算書類の記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。